

資産税に関する証明・事業所所在証明について

固定資産税は土地、家屋、償却資産の所有者に課税される税金です。都市計画税は条例で定められた区域に所在する土地、家屋の所有者に課税される税金です。

証明書の種類と記載内容は以下のとおりです。

土地証明関係	記載内容	交付手数料
※土地課税台帳兼名寄帳 (所有者ごとの証明です。)	所有者住所・氏名、納税義務者住所・氏名、納税管理人住所・氏名、土地所在地、地番、地目、地積、評価額、固定資産税・都市計画税課税標準額	1枚400円
※評価額証明書 (各筆ごとの証明です。)	納税義務者住所・氏名、土地所在地、地番、台帳・現況地目、登記・課税地積、評価額	5筆まで400円 1筆増すごとに 70円加算
※公課証明書 (各筆ごとの証明です。)	納税義務者住所・氏名、土地所在地、地番、台帳・現況地目、登記・課税地積、固定資産税・都市計画税課税標準額、固定資産税・都市計画税相当額	5筆まで400円 1筆増すごとに 70円加算
※土地課税台帳登録事項証明書 (各筆ごとの証明です。)	納税義務者住所・氏名、土地所在地、地番、台帳・現況地目、登記・課税地積	5筆まで400円 1筆増すごとに 70円加算

家屋証明関係	記載内容	交付手数料
※家屋名寄帳 (所有者ごとの証明です。)	所有者住所・氏名、納税義務者住所・氏名、納税管理人住所・氏名、棟数、家屋所在地、調査床面積、評価額、固定資産税・都市計画税課税標準額、家屋番号	1枚400円
※家屋課税台帳 (一戸ごとの家屋明細の証明です。)	家屋所在地、家屋番号、所有者住所・氏名、納税義務者住所・氏名、納税管理人住所・氏名、棟数、台帳・調査床面積、評価額、固定資産税・都市計画税課税標準額	1枚400円
住宅用家屋証明書 (租税特別措置法第72・73・74条証明書)	住宅用家屋の所有権保存、移転、抵当権、設定登記の税率軽減のための証明書	1,300円
※評価額証明書 (各棟ごとの証明です。)	納税義務者住所・氏名、家屋所在地、構造・種類、床面積、評価額、家屋番号	5棟まで400円 1棟増すごとに 70円加算
※公課証明書 (各棟ごとの証明です。)	納税義務者住所・氏名、家屋所在地、構造・種類、床面積、固定資産税・都市計画税課税標準額、固定資産税・都市計画税相当額、家屋番号	5棟まで400円 1棟増すごとに 70円加算
※家屋課税台帳登録事項証明書 (各棟ごとの証明です。)	納税義務者住所・氏名、所在地、構造・種類、床面積、家屋番号	5棟まで400円 1棟増すごとに 70円加算

償却資産証明関係	記 載 内 容	交 付 手 数 料
※償却資産課税台帳	所有者住所・氏名、資産の種類、取得価額、評価額、課税標準額	1枚400円
※償却資産種類別明細書	所有者名、資産種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、減価残存率、評価額、課税標準額	1枚400円

そ の 他	記 載 内 容	交 付 手 数 料
※資産証明書	納税義務者住所・氏名 土地：地目、筆数、地積、評価額 家屋：棟数、床面積、評価額 償却資産：評価額	1通400円
事業所所在証明	名称、所在地	1通400円
資産税関係課税台帳付属図面	土地（字限図） ※家屋（平面図）	A4・A3 1枚400円 A2 1枚600円 A1 1枚800円
その他の証明書		1枚400円

（証明内容は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の状況となります。）

《注意点》

※印の証明書を申請する際に、本人及び同一世帯の家族以外の方は委任状が必要となります。